

船橋市点字図書費支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、点字図書費の支給に関して、船橋市身体障害者等日常生活用具費の支給に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（支給の要件）

第2条 視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けたもので、情報の入手を主に点字によって行っていること。

（対象点字図書）

第3条 対象点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

（支給の限度）

第4条 支給は、対象者一人につき、点字図書で年間六タイトル、または二十四巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

附則

この要綱は平成20年2月4日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

船橋市点字図書給付事業実施要綱（平成12年）は廃止する。